

福島県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

福島県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、[福島県産業廃棄物税条例\(平成十七年福島県条例第四号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税標準の端数計算)

第二条 [条例第五条第一項](#)に規定する課税標準を計算する場合において、課税標準たる重量に〇・〇〇一トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(条例第五条第二項に規定する換算)

第三条 [条例第五条第二項](#)に規定する換算は、産業廃棄物の体積に、[次の表](#)の上欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの体積の計測が困難な場合にあつては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ[同表](#)の下欄に掲げる換算係数を乗じて行うものとする。

産業廃棄物の種類	換算計数
一 燃え殻	一・一四
二 汚泥	一・一〇
三 廃油	〇・九〇
四 廃プラスチック類	〇・三五
五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。)第二条第一号に掲げる紙くず	〇・三〇
六 廃棄物処理法施行令第二条第二号に掲げる木くず	〇・五五
七 廃棄物処理法施行令第二条第三号に掲げる繊維くず	〇・一二
八 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	一・〇〇
九 廃棄物処理法施行令第二条第四号の二に規定する獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	一・〇〇
十 ゴムくず	〇・五二
十一 金属くず	一・一三
十二 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	一・〇〇
十三 鋳さい	一・九三
十四 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八
十五 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)	一・〇〇
十六 動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)	一・〇〇
十七 廃棄物処理法施行令第二条第十二号に規定するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの	一・二六
十八 廃棄物処理法施行令第二条第十三号に掲げる産業廃棄物	一・〇〇

備考 この表の換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。

(特別徴収義務者の指定の通知)

第四条 地方振興局長は、[条例第九条第二項](#)の規定により特別徴収義務者を指定したときは、[様式第一号](#)による産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書により当該特別徴収義務者にその旨を通知しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録)

第五条 地方振興局長は、[様式第二号](#)による産業廃棄物税特別徴収義務者等登録台帳を備え、[条例第十条第一項](#)又は[第二項](#)の規定による申請があつた場合において、必要事項を当該産業廃棄物税特別徴収義務者等登録台帳に記載しなければならない。

2 [条例第十条第一項](#)の登録申請書は[様式第三号](#)による産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書により、[同条第二項](#)の変更の登録申請書は[様式第四号](#)による産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書による。

3 地方振興局長は、その調査によって[第一項](#)の申請を不相当と認めるときは、その申請者に対し申請事項の訂正を求めなければならない。

4 地方振興局長は、[条例第十一条第一項](#)の規定により証票を交付したときは、その受領証を徴するとともに、その事実を[第一項](#)の産業廃棄物税特別徴収義務者等登録台帳に記載しておかなければならない。

5 [条例第十一条第一項](#)の証票は、[様式第五号](#)による。

(証票の受払簿)

第六条 地方振興局長は、[様式第六号](#)による産業廃棄物税特別徴収義務者証票受払簿を備え、[条例第十一条第一項](#)の規定により証票を交付したときは、直ちにその旨を帳簿に記載しなければならない。

(特別徴収義務者の証票の亡失等)

第七条 [条例第十一条第一項](#)の規定により証票の交付を受けた者は、その証票を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく、[様式第七号](#)による産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書を地方振興局長に提出しなければならない。

(条例第十一条第四項の届出)

第八条 [条例第十一条第四項](#)の規定による届出は、[様式第八号](#)による産業廃棄物税特別徴収義務者証票返付届出書により行わなければならない。

(条例第十二条第一項の納入申告書)

第九条 [条例第十二条第一項](#)の納入申告書は、[様式第九号](#)による。

(期間等の指定の通知)

第十条 地方振興局長は、[条例第十二条第二項](#)の規定により別に納入に係る期間若しくは期限を指定したとき、又は[条例第十六条第二項](#)の規定により別に納付に係る期間若しくは期限を指定したときは、[様式第十号](#)による産業廃棄物税の／納入／納付／に係る期間等指定通知書により特別徴収義務者又は[条例第十五条第一項](#)に規定する申告納付すべき納税者にその旨を通知しなければならない。

(徴収猶予における担保提供を免除する場合の要件及び担保提供手続等)

第十一条 [条例第十三条第一項](#)の規則で定める要件は、[同項](#)の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前三年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。

2 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十の規定は、[条例第十三条第一項](#)の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

3 [福島県税条例施行規則\(昭和二十九年福島県規則第六十一号。以下「県税規則」という。\)](#)[第二十五条第一項](#)、[県税規則第二十五条の二](#)、[県税規則第二十五条の三](#)及び[県税規則第三十一条](#)から[第三十三条](#)までの規定は、[条例第十三条第一項](#)の規定によって徴収猶予をする場合について準用する。

(条例第十四条第二項の申請書等)

第十二条 [条例第十四条第二項](#)の申請書は、[様式第十一号](#)による。

2 [条例第十四条第四項](#)の規定による通知は、[様式第十二号](#)による産業廃棄物税の／還付／納入義務の免除／申請に係る通知書により行わなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除措置)

第十三条 地方振興局長は、[条例第十四条第一項](#)の申請があつた場合において、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除をしようとするときは、一の申請につき当該還付又は免除をしようとする額が二百万円を超える場合に限りあらかじめ知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(条例第十五条第一項の届出書等)

第十四条 [条例第十五条第一項](#)の届出書は、[様式第十三号](#)による。

2 [条例第十五条第二項](#)の変更の届出書は、[様式第十四号](#)による。

(申告納付すべき納税者の台帳への記載)

第十五条 地方振興局長は、[条例第十五条第一項](#)若しくは[同条第二項](#)の規定による届出又は[条例附則第八項](#)の規定による申請があつた場合において、必要事項を[第五条第一項](#)の産業廃棄物税特別徴収義務者等登録台帳に記載しなければならない。

(条例第十六条第一項の申告書等)

第十六条 [条例第十六条第一項](#)の申告書及び[同条第三項](#)の修正申告書は、[様式第十五号](#)による。

(最終処分場の廃止等の届出)

第十七条 [条例第十七条](#)に規定する特別徴収義務者等は、最終処分場を廃止し、休止し、譲渡し、若しくは貸し付けたとき又は最終処分場に係る埋立処分を終了したときは、遅滞なく、その旨を[様式第十六号](#)による産業廃棄物税最終処分場廃止等届出書により地方振興局長に届け出なければならない。

(条例第十九条の通知書)

第十八条 [条例第十九条](#)の通知書は、[県税規則第二百二号の三様式](#)による。

(条例第二十条の納入書及び納付書)

第十九条 [条例第二十条](#)の納入書及び納付書は、[県税規則第七号様式](#)による。

(賦課徴収)

第二十条 産業廃棄物税の賦課徴収については、[第二条](#)から[前条](#)に定めるものを除くほか、[県税規則](#)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(条例附則第八項の申請書)

2 [条例附則第八項](#)の申請書は、[附則様式第一号](#)による。

(条例附則第十項の書面)

3 [条例附則第十項](#)の書面は、[附則様式第二号](#)による。

[附則様式第1号\(附則第2項関係\)](#)

(令3規則28・一部改正)

附則様式第1号(附則第2項関係)

産業廃棄物税に係る課税の特例適用申請書	
取 受 印	※整理番号
年 月 日	
福島県 地方振興局長	
申 請 者	住 所
	電 話 番 号
	氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
福島県産業廃棄物税条例附則第8項の規定により、下記のとおり課税の特例の適用を受けたいので申請します。	
搬 入 する 最終 処分 場の 明 細	所 在 地
	電 話 番 号
	名 称
産業廃棄物の種類	
搬 入 予 定 量	
の 明 細	所 在 地
	電 話 番 号
	名 称
産業廃棄物の種類	
搬 入 予 定 量	
特例を受けようとする期間	
年 月 日から 年 月 日まで	
備考	

- ※印の欄は、記載しないでください。
- 記載欄が不足する場合には、記載すべき事項を記載した書類を添付しても差し支えありません。
- この申請書には、特例を受けようとする年度における産業廃棄物の排出計画及び当該年度の前3年度における産業廃棄物の排出量の実績が確認できる資料を添付してください。

附則様式第2号(附則第3項関係)

(平27規則102・一部改正)

附則様式第2号(附則第3項関係)

産業廃棄物税に係る課税の特例適用 承認 不承認 通知書	
第 号	
年 月 日	
様	
福島県 地方振興局長 印	
福島県産業廃棄物税条例附則第8項の規定により、下記のとおり承認したので、通知します。	
特例の適用を受ける者	住 所
	氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
特 例 の 適 用 期 間	
年 月 日から 年 月 日まで	
不承認の場合の理由	

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

様式第1号(第4条関係)

(平27規則102・一部改正)

様式第1号(第4条関係)

産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書	
第 号	年 月 日
様	
福島県 地方振興局長 印	
福島県産業廃棄物税条例第9条第2項の規定により、あなたを下記最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収義務者に指定しましたので、産業廃棄物税の特別徴収義務者の登録申請書を提出してください。	
最終処分場の所在地	
最終処分場の名称	
特別徴収義務者の住所	
特別徴収義務者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	
指 定 年 月 日	年 月 日

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分についての審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第2号(第5条、第15条関係)

様式第2号(第5条、第15条関係)

産業廃棄物税特別徴収義務者等登録台帳				
(表)				
種 類	特別徴収義務者	整理番号		
		自社処分事業者	特例納付事業者	
特別徴収義務者等	住 所			
	電 話 番 号			
	氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名			
	所 在 地			
	電 話 番 号			
	名 称			
	許 可 の 年 月 日	年 月 日		
	許 可 番 号			
	最終処分場の規模	面積 m ²	埋立容量 m ³	
	最終処分場の構造	安定型	管理型	遮断型
最 終 処 分 場 の 概 要	最終処分場において処分する産業廃棄物の種類			
	中間処理施設の有無	有・無		
	産業廃棄物の重量を計測する機器の有無	有・無		
埋立処分の開始年月日	年 月 日			
登 録	登録申請年月日	年 月 日		
	証票交付年月日	年 月 日		
	登 録 番 号	第 号		
変 更	変更申請年月日	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
その他特記事項				

(裏)

産業廃棄物を搬入する排出事業者の内訳				
氏名又は名称	住所及び電話番号	法人にあっては代表者の氏名	産業廃棄物の種類	搬入重量の見込み

調査年月日	調査種別	調査員所見

処分年月日	処分の種類	処分の概要

様式第3号(第5条関係)

(平28規則21・令3規則28・一部改正)

様式第5号(第5条関係)



備考 アルミはく製とし、板面地色は銀色とし、「産」の模様と枠は青色とし、文字は黒色とすること。

様式第6号(第6条関係)

(平20規則64・一部改正)

様式第6号(第6条関係)

産業廃棄物税特別徴収義務者証票受払簿

認				交付年月日	交付先	番号	受高	払高	残高
部	課	課	担						
長	長	員	当						

様式第7号(第7条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第7号(第7条関係)

産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書	
収 受 印	※整理番号 年 月 日
福島県 地方振興局長	
特別 徴 収 義務 者	住 所
	電 話 番 号
	氏名又は名称及び 法人にあつては 代表者の氏名
下記のとおり 亡失 しましたので、福島県産業廃棄物税条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり再交付を申請します。	
亡失し、又はき損した 証 票 の 登 録 番 号	亡 失 年 月 日 年 月 日
亡 失 し、又 は き 損 し た 事 由	
備 考	
産業廃棄物税特別徴収義務者証票(第 号)を受領しました。	
年 月 日 特別徴収義務者	

備考 ※印の欄は、記載しないでください。

様式第8号(第8条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第8号(第8条関係)

産業廃棄物税特別徴収義務者証票返付届出書	
収 受 印	※整理番号 年 月 日
福島県 地方振興局長	
特別 徴 収 義務 者	住 所
	電 話 番 号
	氏名又は名称及び 法人にあつては 代表者の氏名
登録番号(第 号)	
福島県産業廃棄物税条例第11条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
最 終 処 分 場	所 在 地
	電 話 番 号
	名 称
特別徴収の義務 が 消 滅 し た 理 由	
消 滅 年 月 日	年 月 日

備考

- ※印の欄は、記載しないでください。
- 特別徴収の義務が消滅したことを証する書類を添付してください。

様式第9号(第9条関係)

(平28規則21・令3規則28・一部改正)

様式第9号(第9条関係)

 年 月 日	※整理番号	
	※処理事項	発信年月日 通信日付印 確認印
福島県 地方振興局長	精査検査	
個人番号又は法人番号	(右語で記載)	
住所		
電話番号		
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	(登録番号第 号)	
所在地		
電話番号		
名称		
年 月 分 産業廃棄物税納入申告書		
搬入された重量	(ア)	トン
条例附則第9項の規定により申告納付となる重量	(イ)	トン
課税標準となる重量	(ア)-(イ) (ウ)	トン
この申告によって納入すべき産業廃棄物税額	1,000円/トン×(ウ) (エ)	円
申告期限	年 月 日	
納入予定日	年 月 日	

備考

- ※印の欄は、記載しないでください。
- 付表を添付してください。なお、各月ごとの産業廃棄物の処理の状況が確認できる書類がある場合には、当該書類をもって付表の添付に代えることができます。
- 重量は、小数点第3位未満を切り捨ててください。

付表

課税標準に関する明細書						年 月分
最終処分場の名称						
理立処分を委託した者	産業廃棄物の種類	搬入重量(トン)(ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量(ア)+(イ)
			体積(A)(m ³)	換算係数(B)	換算後重量(A)×(B)(トン)(イ)	
合 計						
うち申告納付となるものの合計						

備考

- この表は、月ごとに作成してください。
- 「理立処分を委託した者」欄は、理立処分を委託する者が申告納付すべき納税者である場合には、括弧書きにして記載してください。
- 「合計」欄に記載した数値を、納入申告書中「搬入された重量(ア)」欄に転記してください。
- 「うち申告納付となるものの合計」欄に記載した数値を、納入申告書中「条例附則第9項の規定により申告納付となる重量(イ)」欄に転記してください。
- 産業廃棄物の重量は、小数点第3位未満を切り捨ててください。

様式第10号(第10条関係)

(平27規則102・一部改正)

様式第10号(第10条関係)

産業廃棄物税の 納入納付 に係る期間等指定通知書	
第 号 年 月 日	
様	
福島県 地方振興局長 	
福島県産業廃棄物税条例 第12条第2項 第16条第2項 の規定により、産業廃棄物税の 納入納付 に係る 期間 期限 を次のとおり指定します。	
納入又は納付に係る期間	年 月 日 から 年 月 日まで
納入又は納付に係る期限	年 月 日
指定の理由	

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

様式第11号(第12条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第11号(第12条関係)

産業廃棄物税 還付 申請書
納義務の免除

収 受 印		※整理番号		年 月 日	
福島県 地方振興局長					
申 請 者	住 所				
	電 話 番 号				
	氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名				
福島県産業廃棄物税条例第14条第2項の規定により、産業廃棄物税の還付納義務の免除を申請します。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	電 話 番 号				
	名 称				
登 録 番 号	第 号	還付又は納義務の免除を受けようとする税額の合計額		円	
区 分	年1月1日 ～ 3月31日分	年4月1日 ～ 6月30日分	年7月1日 ～ 9月30日分	年10月1日 ～ 12月31日分	
	還付又は納義務の免除の別				
受け取るべき埋立処分に係る料金①	円	円	円	円	
①のうち既に受け取った埋立処分に係る料金	円	円	円	円	

産業廃棄物の最終処分場への搬入重量②	トン	トン	トン	トン
納入すべき税額②×税率③	円	円	円	円
③のうち既に納入した税額 納入年月日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日
還付又は納義務の免除を受けようとする税額	円	円	円	円
埋立処分を委託した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名				
還付又は納義務の免除を受けようとする理由				
還付を受けようとする口座番号	銀行 普通預金・当座預金		支店 口座番号	

備考

- ※印の欄は、記載しないでください。
- ②の搬入重量については、福島県産業廃棄物税条例附則第7項の規定の適用を受ける排出事業者から搬入された産業廃棄物の重量を除いて記載してください。
- ②の搬入重量については、小数点第3位未満を切り捨ててください。
- 還付又は納義務の免除を必要とする理由を証明することができる書類を添付してください。

様式第12号(第12条関係)

(平27規則102・一部改正)

様式第12号(第12条関係)

産業廃棄物税の還付 申請に係る通知書 納義務の免除	
第 号 年 月 日	
様 福島県 地方振興局長 印	
年 月 日付で申請のあった産業廃棄物税の還付 申請について 納義務の免除 て、下記のとおり決定したので通知します。	
最 終 処 分 場	所在地 名 称
還付又は納義務の免除をする税額の合計	円
還付又は納義務の免除をしない理由	

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

様式第13号(第14条関係)

(平28規則21・令3規則28・一部改正)

様式第13号(第14条関係)

産業廃棄物税最終処分場設置届出書

収 受 印	※整理番号	
	年 月 日	
福島県 地方振興局長		
納 税 者	個人番号又は法人番号	(右詰で記載)
	住 所	
	電 話 番 号	
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名		
福島県産業廃棄物税条例第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。		
最 終 処 分 場	所 在 地	
	電 話 番 号	
概 要	名 称	
	許 可 の 年 月 日	年 月 日
の 概 要	許 可 番 号	
	最終処分場の規模	面積 m ² 埋立容量 m ³
	最終処分場の構造	安定型 管理型 遮断型
	最終処分場において処分する産業廃棄物の種類	
要	中間処理施設の有無	有・無
	産業廃棄物の重量を計測する機器の有無	有・無
埋立処分の開始年月日 年 月 日		

備考

- ※印の欄は、記載しないでください。
- 「埋立処分の開始年月日」欄は、最終処分場の使用開始年月日を記載してください。
- 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し及び最終処分場付近の見取図を添付してください。

様式第14号(第14条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第14号(第14条関係)

産業廃棄物税最終処分場設置変更届出書

収 受 印	※整理番号	
	年 月 日	
福島県 地方振興局長		
納 税 者	住 所	
	電 話 番 号	
	氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	
福島県産業廃棄物税条例第15条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。		
最 終 処 分 場	所 在 地	
	電 話 番 号	
変 更 事 由	名 称	
	変更前	
変 更 理 由	変更後	
変更年月日 年 月 日		

備考

- ※印の欄は、記載しないでください。
- 変更の内容を証する書類を添付してください。

様式第15号(第16条関係)

(平28規則21・令3規則28・一部改正)

様式第15号(第16条関係)

収 受 印	年 月 日	※整理番号		
		※処理事項	発 信 年 月 日	精査検算
福島県 地方振興局長		通信日付印	確認印	
納 税 者	個人番号又は法人番号	(右詰で記載)		
	住 所			
	電 話 番 号			
	氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名			
最終処分場	所 在 地			
	電 話 番 号			
	名 称			
年 月 分 産業廃棄物税納付(修正)申告書				
自ら設置している最終処分場に搬入された重量		(ア)	トン	
(ア)のうち条例附則第6項の特例が適用されない重量		(イ)	トン	
(ア)のうち条例附則第6項の特例が適用される重量		(ウ)	トン	
(ウ)に対する条例附則第6項の特例による計算後の重量		(ウ)×1/2 (エ)	トン	
課税標準となる重量		(イ)+(エ) (オ)	トン	
条例附則第7項の特例の特例関係	前回の申告期間の末日までに搬入された重量の累計		(カ)	トン
	委託処分重量(条例附則第9項により申告納付となるもの)		(キ)	トン
	条例附則第7項の特例適用前の課税標準となる重量		(オ)+(キ) (ク)	トン
	(ク)のうち条例附則第7項の特例が適用されない重量		(ケ)	トン
	(ク)のうち条例附則第7項の特例が適用される重量		(コ)	トン
	条例附則第7項の特例による計算後の重量		(コ)×1/2 (サ)	トン
	課税標準となる重量		(ケ)+(サ) (シ)	トン

	今回の申告期間の末日までに搬入された重量の累計	(ス)	トン
この申告により納付すべき税額		1,000円/トン×(オ)又は(シ) (セ)	円
修正申告	当初申告税額	(ソ)	円
	差引増差額	(セ)-(ソ) (タ)	円
申告期限	年 月 日		

備考

- ※印の欄は、記載しないでください。
- 自ら設置している最終処分場に搬入している者にあつては付表1、その他の者にあつては付表2を添付してください。
- 「条例附則第7項の特例の特例関係」欄は、同項の特例の適用を受ける場合にのみ記載してください。
- 重量は、小数点第3位未満を切り捨ててください。
- 「前回の申告期間の末日までに搬入された重量の累計(カ)」欄及び「今回の申告期間の末日までに搬入された重量の累計(ス)」欄の重量は、条例附則第6項の規定の適用がある場合には、同項の適用後の重量を記載してください。

付表1

課税標準に関する明細書(自己搬入分)					年 月分
最終処分場の名称					
産業廃棄物の種類	搬入重量(トン)(ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量(ア)+(イ)
		体積(A)(m ³)	換算係数(B)	換算後重量(A)×(B)(トン)(イ)	
合 計					

備考

- この表は、月ごとに作成してください。
- 「合計」欄に記載した数値を、納付申告書中「自ら設置している最終処分場に搬入された重量(ア)」欄に転記してください。
- 産業廃棄物の重量は、小数点第3位未満を切り捨ててください。

付表2

課税標準に関する明細書(委託搬入分)						年 月分
埋立処分を委託した者	産業廃棄物の種類	搬入重量(トン)(ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量(ア)+(イ)
			体積(A)(m ³)	換算係数(B)	換算後重量(A)×(B)(トン)(イ)	
合 計						

備考

- この表は、月ごとに作成してください。
- 「合計」欄に記載した数値を、納付申告書中「委託処分重量(条例附則第9項により申告納付となるもの)(キ)」欄に転記してください。
- 産業廃棄物の重量は、小数点第3位未満を切り捨ててください。

様式第16号(第17条関係)

(令3規則28・一部改正)

収 受 印	※整理番号	
	年 月 日	
福島県 地方振興局長		
設 置 者	住 所	
	電 話 番 号	
	氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	
福島県産業廃棄物税条例施行規則第17条の規定により、下記のとおり届け出ます。		
最 終 処 分 場	所 在 地	
	電 話 番 号	
	名 称	
廃止(休止・譲渡・貸付・埋立処分の終了)の理由		
廃止(休止・譲渡・貸付・埋立処分の終了)年月日		
再 開 予 定 日		

備考

- ※印の欄は、記載しないでください。
- 「再開予定日」欄は、休止の場合に記載してください。

附 則(平成二〇年規則第六四号)抄

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二七年規則第一〇二号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第二一号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第二八号)

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。